

戦後日本の技術教育史 (1)

長谷川 淳

1 終戦直後の教育改革

太平洋戦争は日本の無残な敗北におわった。この戦争を通じてアメリカは、連合諸国への兵器や物資の供給、占領地域の拡大などによって巨大な利益をしめ、他の列強諸国に対して圧倒的な優位を保持した。終戦によって連合国側は、日本に民主主義を育成し、産業を非軍事化し、独占を禁止し、財閥を解体する等の諸改革を約束したのであったが、アメリカは、日本に対して、民主主義を育てるというよりもむしろ、帝国主義的競争者としての力をうばい、他の列強諸国を太平洋地域から排除し、日本を単独で占領し、半殖民地化することを欲していた。戦後日本の教育改革も、この占領政策の一環としておこなわれた。

終戦直前には、国民学校（小学校）の児童は、親元から離れて農村に疎開し、上級学校の生徒の殆んどは軍需工場や軍隊に動員されていた。終戦の翌日の昭和20年8月16日、文部次官・厚生次官より地方長官・校長宛の通牒「動員解除ニ関スル件」によって、「……可及的速カニ動員解除スルコトトシ帰校ノ上晴耕雨読ヲ行ハシムル等」の措置をとるべきことが指示された。しかし動員は解除されたものの、校舎は焼かれ、多数の教師と生徒は死亡し、帰るべき学校はなく、耕すに鋤なく、読むに本なく、正常な教育への復興は困難をきわめた。

終戦直後の8月30日に連合国軍最高司令官マッカーサーが厚木飛行場に降り立ってから50日後の10月22日に、連合国軍最高司令部から、「日本教育制度ニ対スル管理政策」という覚書が日本政府におくられ、これが、戦後日本の新しい教育の方向を指示した最初のものである。この中で、「軍事主義的及ビ極端ナル国家主義的イデオロギーの普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ハ凡テ廃止スルコト」、「……基本的人権ノ思想ニ合致スル諸概ノ・教授及実践ノ確立ヲ奨励スルコト」が指示され、教師および教育関係者の中から「職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者及ビ占領政策ニ対シテ積極的ニ反対スル人々ハ罷免セラルベキコト」が指示された。さらにこの中で、教科書等において「軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト」が指示された。

この覚書によって教師はすべて教職員適格審査をうけ、不適格と判定されたものは追放され、適

格と判定されたものには「教職適格確認書」が交付された。また修身や国史の授業は禁止され、他の教科においても、教科書中の不適当な教材は墨で黒くぬりつぶされて使用された。

また昭和20年8月28日に、文部省国民教育局長より地方長官宛の通牒「実業学校ノ名称並ニ学科ノ変更ニ関スル件」によって、「……実業学校就中工業学校ニ於テ特殊ノ学校名称ヲ付シ又ハ学科ヲ設置シアルモノニシテ之ガ名称及ビ学科ヲ変更シ又ハ之等学科ヲ他学科ト統合セントスル場合ノ措置」に関しては至急処理するよう指示され、航空機科が機械科に、燃料科が工業化学科に変更されるなどの措置がとられた。同じ年の11月18日には総司令部から日本政府に「商業並ニ民間航空ニ関スル件」という覚書がおくられ、その中でも、航空力学その他航空機に関する教授や実験が禁止された。このようにして、終戦後に、イデオロギーの面だけでなく、科学・技術・技術教育の面においても、軍国主義の排除や禁止の措置がとられ、戦後の新しい教育の基礎的条件が整えられた。

戦後の新しい教育の方向が明確に示唆されたのは、第1次の「米国教育使節団報告書」である。この第1次米国教育使節団は、マッカーサー元帥の招きに応じて、G・ストッダードを団長とし27名の団員から成り、昭和21年3月5日と6日の両日に2班にわかつて来日した。1か月間日本に滞在し、日本の教育の状況を研究し、日本の教育者と談合し、多くの人々と当面する教育上の諸問題について討議し、21年3月30日にマッカーサーに報告書を提出した。これが4月7日に発表された。この報告書は、占領当時の軍国主義および国家主義の排除・根絶から転じて、教育改革についての積極的提案をおこなうことを目的としたもので、その内容は、まえがき、序文、1.日本教育の目的および内容、2.国語の改革、3.国民学校および中等学校の教育行政、4.教授法と教師の養成、5.成人教育、6.高等教育、および報告の要旨、から成るものである。

この使節団は、日本の教育者と談合したり、多くの日本人と当面する日本の教育上の諸問題について討議するまでもなく、日本の教育の状況と改革すべき諸問題については、よく知っていたに相違ない。わづか1か月で、これだけの内容と分量の報告書が作成された手際の良さからの信頼かも知れないが、巷間流布された処によると、この報告書は使節団がアメリカを出発する前にすでにでき上っていたとも言われている。このような想像を裏づけるような材料が他にもある。例えば、当時日本に進駐してきたアメリカ兵は、アメリカ政府印刷局がすでに昭和20年6月25日に発行した“What shall be done about Japan after Victory?”(EM15, G.Iラウンドテーブル)というパンフレットを持っていたし、行政担当者や専門職の文官は、すでに用意していたコンサイス英和辞典や岩波の理化学辞典の海賊版を持っていた。このことは、すでに日本の敗北を予想し、日本の占領計画のかなり綿密なプランを用意していたことを示し、米国教育使節団の報告書も、少くともその骨子はすでにでき上っていたものと想像するができる。

この報告書には、職業教育の改革に関して特に具体的な提案はない。その第1章「日本教育の目的および内容」のなかで、職業教育についてつぎのように述べているだけである。

「日本は、その家庭、都市、工場及び文化的施設を再建するために、教育された頭脳とともに訓練された手を必要としている。熟練し、仕事につき、知識ある労働者の集団より以上に、日本の民主主義をよく保証するものはない。」

「教育制度は、生徒が一般教育における基礎から、現代社会の種々な職業—農業、工業、商業、家事、及び専門的職業—への専門化した準備教育に進むにしたがい、生徒の能力、適性、興味に応じた各種の学校及び教育施設を用意するなお一そうの責任をもっている。」

またさらに、この報告書の「要旨」のなかで、つぎのように述べている。

「あらゆる水準の学校において職業教育は強調されなければならない。テクノロジー及びその基礎となる技術と科学において、よく訓練された職員の指導による各種の職業的経験が要求されている。熟練した職人及び労働者の寄与について社会科のプログラム中にとり入れ、また独創性と創造性を發揮する機会が与えられなければならない。」

このように、具体的な改革の提案がなかったことは、アメリカにおいても日本においても、職業教育や技術教育は、教育制度全体の中で特殊な地位にあり、教育行政当局や教育学研究者からあまり注目されることなく、多くの点で共通した指導原理をもつ職業教育団体の影響下にあるためであろう。そして敗戦とともに大きな変革を経過したにもかかわらず、結果的には日本の職業教育・技術教育は戦後も戦前と本質において殆んど変ることがなかった。

米国教育使節団に協力するために組織された日本側の委員会は、使節団帰國後その任務を終えて解散したが、この委員会が設置されたときの覚書の中の「該委員会ハ将来必要ト考ヘラレル実業界職能界ヨリ選出セラルベキ委員ヲ加ヘテ日本教育ノ革新ニツキ文部省ニ建議スベキ常任委員会タルベキコト」という勧告の趣旨にもとづき、昭和21年8月10日に官制によって「教育刷新委員会」が内閣に設置された。この委員会は、総司令部と連係を保って、戦後日本の教育改革の基本方針や具体的方策について審議し、内閣総理大臣に報告・答申・建議した。

この委員会の第1回建議事項(昭和21年12月27日)において、「教育の理念及び教育基本法に関すること」および「学制に関すること」その他が建議された。この中で6・3・3制の学校体系が勧告され、また「高等学校に続く学校は、4年の大学を原則とする」ことが建議されている。この建議にもとづき、昭和22年3月31日に「教育基本法」および「学校教育法」が公布され、同年4月1日から、小学校および新制中学校が発足し、昭和23年度から新制高等学校が、翌24年度から新制大学が、それぞれ発足した。

戦後日本の教育改革の仕事を実際に掌握していたのは、連合国軍最高司令部の民間情報教育局(

CIE)であった。その最初の責任者はケネス・ダイク代将であったが、後に実際の仕事を担当するようになったのは、もと和歌山高等商業学校の講師だったニュージェント中佐である。教育使節団が帰国したあとには、軍人が残った。軍人と言っても、軍服をぬけば多くは小学校や中学校の教師、地方の指導主事クラスで、「日本では無名の教育者が非常に活躍している」とアメリカのある新聞が書いたように、無名の教育者、理想より野心に燃える新人であった。(この数行は、「日本の新学期」読売新聞社、昭和30年6月、による。この本のはじめの数節には、戦後教育改革の裏面史、秘史が興味深く書かれ、あまり教養のない軍人=教師の威かく強制のもとで進められた教育改革の血涙史が述べられている。当時CIEの指令に従わない場合は、占領政策違反で処分され、軽い抵抗の場合は、望ましからざる人物としてCIE出入差し止めという処分があった。)軍人の多くはやがて軍服をぬぎ文官(エジュケーションニスト)にかわっていった。彼等のほかに片言の日本語を話す二世通訳、若干の日本人顧問、日本人女性通訳、その中には虎の威をかるキツネあるいは御殿女中のようないい人物がかなりいた。

当時教育改革の主要目標の1つは社会科の導入であった。「CIEははじめのころ、小、中学校の社会科の指導をハーカネス氏一人にやらせていたが、局長ニュージェント中佐はこの人をあまり信用せず、22年春、部内機構改革を断行してハーカネス氏を教科書の紙の割当係に左遷てしまい、新しく本国から迎えたヘッファン女史に小学校を、オズボーン少佐に中学校を担当させた。」「実際にこの主役三人中ハーカネス氏が一番劣り、オズボーン少佐にすこし巾があった程度。ただヘッファン女史だけは、……カリフォルニア州……教育局初等教育部長として全米に知られた女丈夫であった。」(「日本の新学期」より)。このオズボーン少佐とヘッファン女史は、社会科だけでなく他の教科、すなわち、中学校高等学校のカリキュラムと小学校のカリキュラムの改革を、それぞれ担当していた。CIEには、そのほかに職業教育を分担する成人教育課という課があり、昭和21年に最初に着任した職業教育の担当者は、ルイス・Q・モスという軍人であった。彼は、もと、フィラデルフィア海軍工廠の徒弟学校の教師であった。彼は日本人に対して大へんきびしいだけでなく、同僚に対しても冷い野心家であった。戦後日本の職業教育・技術教育の改革について日本人と対話し談合することは殆んどなかった。われわれに改革案を出させ、気に入れば承認するが、気に入らなければ何回でも案のねり直しを命じ、最後には「この通りやれ」と向う側の案、すなわち自国の職業教育のパターンを提示する。かくして、中学校の職業科や高等学校工業科のカリキュラムが作られた。

2 中学校職業科の成立まで

新制中学校に職業科という教科が初めて登場したのは、文部省が戦後最初に刊行した「学習指導要領一般編」（昭和22年3月）においてである。昭和22年5月に公布された省令「学校教育法施行規則」において、教科の一つとして職業科をおき、その内容および取り扱いについては「学習指導要領」の基準によるべきことが規定されているが、この根拠となるべき「学校教育法施行規則」の公布に先立って「学習指導要領」が刊行されたことは、占領下という特殊な事情による。この学習指導要領の中で、中学校に職業科（農業・工業・商業・水産・家庭）をおき、週4時間課し、選択教科として週1～4時間課することが定められた。

どうしてこの教科がおかれ、職業科という教科名が付けられるようになったかは明らかでない。米国教育使節団報告書の発表（昭和21年4月）から、「学習指導要領一般編」の刊行すなわち職業科の設置（昭和22年3月）までの1年間の、この教科に関する資料や書かれた歴史は何もない。

新制中学校に相当する旧制学校の、新制度実施直前の学校名と生徒数はつきのとおりである。

国民学校高等科	1,093,318	63.7%
中学校	173,870	10.1%
高等女学校	235,074	13.7%
実業学校	174,511	10.2%
青年学校	40,569	2.3%

そしてこの国民学校高等科の実業科の中で農業を選択する生徒が120万、工業を選択する生徒が10万、商業を選択する生徒が20万あまりである。旧制中学校および高等女学校における実業科においても、農業を選択する生徒が圧倒的に多数であった。ここで教えられる農業教育は、農学の教育でも農業技術の教育でもなく、知育偏重の弊を除き、勤労愛好の精神を養い、共同生産喜悦の情を養うことを目的とした農耕作業の教育であった。文部省の農業担当者は、圧倒的多数の教員数生徒数を背景に、旧来の、実業教育的農業科の復活を夢みていたに違いない。そして教科名をして、実業科のほかに、作業科、生活科、実務科という名称が提案されていた。

一方、教育刷新委員会においては、社会科はじめ基礎教科名が一応そろった段階で、或る委員、元東大教授戸田貞三氏（社会学者）だったと記憶するが、中学校の教科課程は知育に偏っている、四肢五体を動かして学習する教科があつてしかるべきであるという意見を述べ、実践的教科の設置を提案したとも言われている。

また、米国教育使節団報告書の第3章「国民学校および中等学校の教育行政」において「下級中等学校には、職業面を探究してみるような機会を取り入れるべきである」という言葉があるが、從

前から「職業指導」という副読本を出版していた「職業指導協会」という団体が強力に働きかけ、文部省およびCIEを動かして、ついに「職業科」という教科名を勝ちとったとも言われている。昭和21年11月に、CIEの助言によって文部省に「職業教育並職業指導委員会」が官制によらずに設置され、「職業指導協会」の主要メンバーである淡路円治郎氏が委員長となったこととも符節が合う。

他方、CIEには、オズボーン少佐のひきいる中等教育科と、モスのひきいる成人教育課（職業教育課）の2つのセクションがあり、それぞれが、自国のインダストリアル・アーツに相当する教科の設置を想定していた。日本には戦前から「工作」という教科があり、CIE中等教育課では、これがインダストリアル・アーツに相当する教科であると考えていた。しかし、オズボーンとモスの間の相互の連絡調整が十分おこなわれず、かくしてインダストリアル・アーツに相当する教科が二本建となって中学校の教育課程にあらわれる結果となった。

「学習指導要領一般編」は昭和22年3月に刊行されたが、職業科の各科編の編集刊行はおくれ、「家庭科編」が同年5月に、次いで「農業編」と「職業指導編」が10月に、「商業編」「水産編」が12月に、そして「工業編」が同じく12月に最もおくれて刊行された。「工業編」が特に遅れた理由は後述するが、全体におくれた理由は、「職業科」の目的・内容についての統一的な見解が得られず、特に農業を中心とした実業教育的勤労主義と、職業指導との見解の対立を折衷し、結局、「中学校の職業科について」というまえがきを、各編に共通に掲載することを条件にして、ようやく各科が独自の内容編成をおこない、刊行の準備が進められた。このまえがきは、当時の文部省教材研究課長青木誠四郎氏が原案文を執筆したもので、この教科の取り扱いの方針を示したものである。ここには、農業・工業・商業・水産・家庭の教科と職業指導が、それぞれの目標・内容・体系を保存しながら並置され、そのうち1科または数科を選択することができるよう定められた。かくして選択する生徒の大多数を占める農業を通じて戦前の勤労主義的な実業教育が温存され、また、農・工・商等の諸教科と融合しあるいは別課程として指導することを指示することによって、職業指導は、教科書の販路が約束され、職業紹介的な業務の維持経営が約束された。

当時学習指導要領は、印刷刊行される前にCIEの承認が必要であった。前述したように、社会科を中心とした中等教育全体を担当していたのはオズボーンであり、職業教育・技術教育を担当していたのがモスである。両氏とも、アメリカのような先進工業国における中等普通教育の技術的教科として、インダストリアル・アーツに相当する教科以外には考えられなかつたものと思われる。そしてモス氏は工業の専門家であり、当時は、農業、商業の専門家は来日していなかった。したがって学習指導要領の、農業編、商業編、水産編は簡単に承認されたが、インダストリアル・アーツに相当する工業編はなかなか承認を得られなかつた。モス氏によって承認を拒否された工業編草案

のうち、「単元相互の関係と学年間の関係」を示した教材一覧表は、つぎのとおりであった。

学 内 容	1	2	3
	手の作業を中心として	機械作業を中心として	総括及び応用として
工業の概念	1. 工業とは何か		
製図	2. 製図の書き方		
機械の要素	3. ネジ・ボルト・ナット	7. 運動を伝える装置	
材料の強弱			12. 材料の強さ
木材の加工	4. 木材の加工	8. 木工機械	13. 建設
金属の加工	5. 金属の加工	9. 工作機械	
電気機器	6. 電気器具	10. 電気機械	14. 電気通信
原動機			15. 原動機
化学の応用			16. 工業化学
各種の工業			17. 各種の工業
工業の経営		11. 工業の経営	
工業の政策			18. 工業の発展

モスが拒否した理由は、程度が高すぎて工業高等学校レベルであるということ、実技よりも知識（インフォーメーション）の習得に重点がおかれていたこと、などであった。数回折衝の末、強権を発動され、「このテキストを中心とし、それに日本特有のハンディクラフトを若干加えよ」と指示され渡されたテキストは、ミズーリ州の、インダストリアル・アーツ・ハンドブック（ロイ・スキヤントリン編、1945年）であった。CIEに日参し、モス氏の監視のもとに、学習指導要領職業科工業編（昭和22年版）の骨子が作成された。かくして、6編のうちもっともおくれて刊行された。これに準じた教科書、「中学工業」も、もちろんこのハンドブックの附録のジョブ・アイメントを集めたものであった。これは、アメリカにおけるインダストリアル・アーツの、1940年代から強められてきた手工業的傾向と職業指導的傾向の影響を、モスを通じて強く受けたことは否定できない。（未完）